

# サーキット・ブレーカー制度について

2021年10月1日現在  
株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
<p>1 取引の一時中断措置</p> <p>(1) 指数先物取引</p> <p>(2) 指数オプション取引等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数先物取引(Mini 取引を除く。)の中心限月取引(流動性が最も集中している限月取引として当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、呼値の制限値幅の上限(又は下限)値段に買呼値(又は売呼値)が提示された場合には、速やかに取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引(Mini 取引を含む。)について10分間以上一時中断を行う。</li> <li>・ ただし、次のaからdまでのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限(又は下限)を2回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限(又は下限)にて上記発動基準に該当した場合</li> <li>b 日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の20分前以降に発動基準に該当した場合</li> <li>c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合</li> <li>d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合</li> </ul> </li> <li>・ 指数先物取引について上記(1)により取引を一時中断した場合には、当該指数先物取引を中断している間、次のaからcまでの取引について、取引を一時中断する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該指数先物取引と対象指数が同一の指数オプション取引</li> <li>b 当該指数先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引</li> <li>c 当該指数先物取引及び上記aの指数オプション取引に係るJ-NET取引(コンプレッション取引を除く。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数先物取引の中心限月取引は、日経225先物及びTOPIX先物については、前取引日の立会の取引高が最も多い限月取引、日経平均・配当指数先物については、1月から3月までは第3限月取引、4月から12月までは第2限月取引、その他の指数先物取引については、直近限月取引とする。</li> <li>・ 台湾加権指数先物取引はサーキット・ブレーカー制度の対象外。</li> <li>・ 日経平均V I先物及び日経平均・配当指数先物には、適用しない。</li> </ul>

項目	内容	備考
(3) 国債証券先物取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引 (Mini 取引を除く。) の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) 値段に買呼値 (又は売呼値) が提示された場合には、速やかに対象銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物取引 (Mini 取引を含む。) について 10 分以上一時中断を行う。</li> <li>・ ただし、次の a から d のいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) を 1 回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) にて上記発動基準に該当した場合</li> <li>b 午後立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の 20 分前以降に上記発動基準に該当した場合</li> <li>c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合</li> <li>d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引の中心限月取引は、長期国債先物については前取引日の立会の取引高が最も多い限月取引、中期国債先物及び超長期国債先物については直近限月取引とする。</li> </ul>
(4) 国債証券先物オプション取引等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引について上記 (3) により取引を一時中断した場合には、当該国債証券先物取引を中断している間、次の a から c までの取引について、取引を一時中断する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該国債証券先物取引と対象銘柄が同一の国債証券先物オプション取引</li> <li>b 当該国債証券先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引</li> <li>c 当該国債証券先物取引及び上記 a の国債証券先物オプション取引に係る J-NET 取引</li> </ul> </li> </ul>	
(5) 商品先物取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品先物取引 (現金決済先物取引を除く。) の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) 値段に買呼値 (又は売呼値) が提示された場合には、速やかに対象銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物取引 (現金決済先物取引を含む。) について 10 分以上一時中断を行う。</li> <li>・ ただし、次の a から d までのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) を 2 回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限 (又は下限) にて上記発動基準に該当した場合</li> <li>b 日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の 20 分前以降に発動基準に該当した場合</li> <li>c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合</li> <li>d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品先物取引の中心限月取引は、原則、最期先限月とする。</li> <li>・ ゴム市場及び農産物市場はサーキット・ブレーカー制度の対象外。</li> </ul>

項目	内容	備考															
<p>(6) 商品先物オプション取引等</p> <p>2 取引の一時中断措置に伴う呼値の制限値幅の拡大</p> <p>(1) 指数先物取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品先物取引について上記(5)により取引を一時中断した場合には、当該商品先物取引を中断している間、次のaからcまでの取引について、取引を一時中断する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該商品先物取引の価格を取引対象とする商品先物オプション取引</li> <li>b 当該商品先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引</li> <li>c 当該商品先物取引及び上記aの商品先物オプション取引に係るJ-NET取引</li> </ul> </li> <li>上記1(1)により取引を一時中断する場合には、取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合 呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> <li>b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合 呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> <li>第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、基準値段に次の比率を乗じて得るものとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="438 1281 1086 1789"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第一次拡大制限値幅</th> <th>第二次拡大制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 日経225先物/TOPIX先物/JPX日経400先物/東証マザーズ指数先物/RNP先物/TOPIX Core30先物/東証銀行業株価指数先物/東証REIT指数先物</td> <td>12%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>(b) NYダウ先物</td> <td>13%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(c) FTSE中国50先物</td> <td>15%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(d) CME原油等指数先物</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>日経平均V I先物及び日経平均・配当指数先物については、一の取引日における呼値の制限値幅の拡大回数を限定しない。通常、日経平均V I先物は5ポイント刻み、日経平均・配当指数先物については25円刻みで順次拡大する。</li> </ul>	区分	第一次拡大制限値幅	第二次拡大制限値幅	(a) 日経225先物/TOPIX先物/JPX日経400先物/東証マザーズ指数先物/RNP先物/TOPIX Core30先物/東証銀行業株価指数先物/東証REIT指数先物	12%	16%	(b) NYダウ先物	13%	20%	(c) FTSE中国50先物	15%	20%	(d) CME原油等指数先物	20%	30%	
区分	第一次拡大制限値幅	第二次拡大制限値幅															
(a) 日経225先物/TOPIX先物/JPX日経400先物/東証マザーズ指数先物/RNP先物/TOPIX Core30先物/東証銀行業株価指数先物/東証REIT指数先物	12%	16%															
(b) NYダウ先物	13%	20%															
(c) FTSE中国50先物	15%	20%															
(d) CME原油等指数先物	20%	30%															

項目	内容	備考
(2) 指数オプション取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1 (2)により取引を一時中断する場合には、取引対象指数を同一とする指数オプション取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> <li>b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 上記第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、それぞれ制限値幅及び第一次拡大制限値幅に、指数オプション取引制限値幅算定基準値に3%を乗じて得た値を加えて得るものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数オプション取引制限値幅算定基準値は、所定の期間における対象指数を同一とする指数先物取引の中心限月取引に係る毎取引日の基準値段の平均値とする。</li> </ul>
(3) 国債証券先物取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1 (3)により取引を一時中断する場合には、対象銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物取引(Mini取引を含む。)について、呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、所定の値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「所定の値幅」は、中期国債先物及び長期国債先物(Mini取引を含む。)については3円、超長期国債先物については6円とする。</li> </ul>
(4) 国債証券先物オプション取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1 (4)により取引を一時中断する場合には、対象銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物オプション取引について、呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、所定の値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「所定の値幅」は、長期国債先物オプション取引について3円とする。</li> </ul>
(5) 商品先物取引(貴金属市場に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1 (5)により取引を一時中断する場合には、対象銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物取引(現金決済先物取引を含む。)について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> <li>b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、原則、次の値段とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パラジウム先物については、市況を踏まえ、業務</li> </ul>

項目	内 容			備 考
(6) 商品先物オプション取引	区分	第一次拡大制限値幅	第二次拡大制限値幅	<p>規程施行規則第 16 条 4 項に基づき、当分の間、第一次拡大制限値幅を 1,500 円、また、第二次拡大制限値幅を 2,000 円とする。</p> <p>・ 「所定の値幅」は、150 円とする。</p>
	(a) 金標準先物/金ミニ先物/金限日先物/白金標準先物/白金ミニ先物/白金限日先物	600円	800円	
	(b) 銀先物	20円	30円	
	(c) パラジウム先物	450円	600円	
3 取引の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記 1 (6)により取引を一時中断する場合には、対象銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物オプション取引について、次の a 及び b に定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限（又は下限）を拡大する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限（又は下限）について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> <li>b 当取引日において呼値の制限値幅の上限（又は下限）を 1 回拡大している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の制限値幅の上限（又は下限）について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 上記第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、それぞれ制限値幅及び第一次拡大制限値幅に、所定の値幅を加えて得るものとする。</li> <li>・ 上記 1 により取引が中断された場合の中断後再開時の約定値段又は約定数値は、板寄せ方式により定める。</li> </ul>			

以 上